

第2部 各 論

第1章 歩行者と環境にやさしい道路交通環境の整備

1 歩行者優先の安心・安全な歩行空間の確保

(1) 生活道路における交通安全対策の推進

(西入間警察署・産業環境課・まちづくり推進課)

自動車の交通量が多い生活道路では、歩行者や自転車の人身事故発生割合が高くなる傾向があることから、通過車両の進入を抑制する取り組みを推進します。

また、歩行者等が安心して通行できる道路空間を確保するため、歩道の設置及び改善等を推進します。

(2) 通学路等における安全対策の推進

(産業環境課・まちづくり推進課・教育委員会事務局)

児童・生徒の通学時の安全を確保するため、通学路における歩道やガードレール等の交通安全施設の整備を推進します。

また、町、保護者、学校、交通安全団体及び地域が互いに連携を図りながら、通学路の安全点検を実施するとともに、青色パトロール車を活用した安全歩行の現地指導の実施など、歩行者の視点に立った安全対策を推進します。

(3) 道路交通環境のバリアフリー化の推進

(西入間警察署・産業環境課・まちづくり推進課)

高齢者及び障がい者等を含めた全ての町民が、安全に、そして安心して生活できる道路交通環境を実現するため、見やすく、分かりやすい道路交通標識の設置を推進します。

また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」、「埼玉県福祉のまちづくり条例」及び「鳩山町が管理する町道の構造等の基準を定める条例」等に基づき、バリアフリーに配慮した道路・歩道の整備、視覚障害者誘導用ブロックの敷設及び適切な管理などを推進します。

2 交通安全施設等の整備

(1) 機能分担された道路網の整備

(まちづくり推進課)

交通安全対策として、体系的な道路網の整備による生活道路と幹線道路の適切な機能分担が必要となります。このため、町内の道路整備を進める際は、生活道路の通過交通の低減を含めた幹線道路との効果的な分散を図る整備を進めます。

また、第5・6次総合計画に位置付けた幹線構想道路整備に向け、関係行政機関との協議等に取り組みます。

(2) 交通事故多発地点の整備

(産業環境課・まちづくり推進課)

交通事故が多発している道路や交差点、その他交通の安全を確保する必要がある場所等については、カーブミラーや防犯灯、視線誘導道路標示など交通安全施設の整備を重点的に推進します。

また、交差点における交通事故抑止を図るため、令和2年度に「埼玉県防犯環境整備推進補助金」を活用し、町内主要交差点3ヶ所に防犯カメラを設置します。

(3) 通学路の整備

(西入間警察署・産業環境課・まちづくり推進課・教育委員会事務局)

児童・生徒の通学時の安全を確保するため、通学路の安全点検を実施し危険箇所等を把握するとともに、歩道やガードレール等の交通安全施設の整備を進めます。

また、第4期通学路整備計画に位置づけた歩行者の視点に立った安全対策として、通学路上の路上駐車の排除など交通環境の整備にも取り組みます。

(4) 分かりやすい案内標識の整備

(西入間警察署・産業環境課・まちづくり推進課)

安全で快適な道路交通環境を確保するため、視認性に優れた標識の大型化など、利用者の立場に立った系統的で分かりやすい案内標識の整備を進めます。

(5) 信号機の設置

(西入間警察署・産業環境課・まちづくり推進課)

住民から寄せられる信号機設置要望に対しては、道路構造及び交通実態を考慮し、交通事故発生の危険性が高い場所への信号機の設置を、関係行政機関に対して強く要望します。

また、既設の信号機についても、現在の交通事情に合わせた改修及び整備を要望するとともに、道路改良等により整備される交差点への信号機の設置も要望します。

3 効果的な交通規制の推進

(西入間警察署・産業環境課・まちづくり推進課)

道路における危険を防止しするとともに、道路網の機能を良好な状態に維持するためには、適切な交通管理を推進する必要があります。このためには、交通事故が多発している地域や道路、交差点において、さらに効果的な交通規制を検討し交通実態に即した交通規制となるよう、関係行政機関に見直しを要望します。

4 総合的な駐車対策の推進

(西入間警察署・産業環境課)

道路交通の安全と円滑化を図るとともに、安心・安全な町民生活環境を確保するため、交通の状況や地域の特性に応じた駐車対策を推進します。

また、違法駐車が原因となる交通事故の発生や、緊急車両の通行阻害など、道路交通に大きな影響を与える恐れがあることから、違法駐車の排除及び適正な自動車の保管場所の確保等に関して、各季の交通安全運動等のあらゆる機会を通じ、町民への広報及び啓発活動を行います。

5 災害に備えた道路交通環境の整備

(西入間警察署・まちづくり推進課)

地震、豪雨、豪雪等が発生した場合においても、安心・安全な生活を支える道路交通の確保が図られるよう、道路構造物の補強や橋梁の耐震化を推進します。

また、災害時の道路交通の混乱等を防止するため、警察を始めとした関係行政機関と連携を図り、必要な交通規制を実施します。

6 その他の道路交通環境の整備

(1) 防犯カメラやドライブレコーダ等の活用推進

(産業環境課)

防犯カメラやドライブレコーダ等を効果的に活用するよう推進します。

防犯カメラは、児童・生徒の通学時の安全を守るとともに、交通事故時の迅速な対応や犯罪等に対する抑制に効果があるため、令和2年度から町内の主要交差点を中心に設置を進めます。

また、ドライブレコーダは万が一の事故や事件に対し効果があるため、今後の安心・安全なまちづくりの実現に向けた取り組みとして町民の方の設置に向けた取り組みを推進します。

(2) 道路占用及び道路使用の適正化

(西入間警察署・まちづくり推進課)

安全で円滑な道路交通環境を確保するため、不法占用物件等に対する指導を強化するとともに、沿道住民等を対象とした啓発活動を推進します。

また、道路占用及び道路使用許可にあたっては、道路本来の機能を確保するため、無秩序な道路工事等を抑制するとともに、許可等に付した条件等の遵守を徹底するなどの適正化を図ります。

(3) 交通公害発生の防止

(産業環境課)

自動車を原因とする大気汚染や騒音・振動などの交通公害の発生を防止するため、関係行政機関と連携したアイドリングストップの徹底や、低公害車導入促進などの自動車対策を実施するとともに、急発進や急加速を防止するエコドライブを推進します。